

## 社會保險の社會性

大 林 良 一

社會保險という呼稱は沿革上特殊な意義を持つもので、社會政策の手段として行われる保險を指すものと、多くの學者によつて解されている。然しながら此の場合社會政策の概念自體につき甚だ多くの異説があり、従つて社會政策の内容についても異なつた見解が行われ、社會保險に之を適用する場合にも著しく困難を覚えるものの如くである。事實保險學者が社會政策的社會保險を概念する場合にも、一方では其の中に物保險を加える例があり、他方では専ら勞働保險に限定せんとする例がある。此の兩極端の間には更に中間的な解釋もあり得るが、その何れの場合にも判然たる基礎づけが缺けているようである。

又社會政策的概念から離れて社會保險を理解しようとする少數の學者の間にも、共同經濟的關心の點に此の種の保險の中核を求めんとする者があり、社會的危險に對する責任としての社會保險を考えようとする立場があり、更に強制を以て社會保險の特質と見んとする見解もある。

斯うした云わば混亂の中に、若し社會保險に特質的なものを考えることが出来るならば、夫れによつて社會保險の概念を明確にし、従つて其の限界を明かにすることが出来るであろう。そうした社會保險に特質的なものを茲に社會

性として考えて見よう。

獨逸に始まつた社會政策的保險は當初から社會保險の名を以て呼ばれたものではなかつた。この社會保險という名が如何して何時から行われたかは、從來内外の文獻において明瞭に示されていないが、社會性を問題とする場合、此の點を無視することは出来ぬものようである。

事實獨逸においては労働者に對する保險は一八七〇年代から學界の問題となり、有名なブレンターノの Die Arbeiterversicherung gemäss der heutigen Wirtschaftsordnung は一八七九年に出版されている。其の後四年にして労働者のための強制疾病保險、其の翌年には災害保險、更に一八八九年には老廢保險が創始され、是等が何れも個の名を以て呼ばれ、今世紀に入つて獨逸國保險法 (Reichsversicherungsordnung) に統一されたが、學問的には總して労働者保險 (Arbeiterversicherung) とあつた。此の労働者保險は、佛蘭西では L'assurance ouvrière——例えは Bellon, Le loi d'assurance ouvrière à l'étranger—9 vols, Paris 1892—1906——として、又英米では Workers' insurance 又は Workingmen's insurance——例えは Workingmen's insurance in Europe by Z. K. Frankel & M. M. Dowson, New York 1910——として、更に日本では労働保險 (桑田熊藏博士「工場法と労働保險」社會政策學會「労働保險」として紹介されたものである)。

社會保險という語が初めて用いられたのは、筆者の知る限りでは、佛蘭西に於いてである。一九〇〇年に佛蘭西の

保險學者アモンによつて *Les assurances sociales en Europe* が公刊されているが、實際の用例は之よりも以前に遡つてゐる。即ちアモンの前著 *Histoire générale de l'assurance*, Paris 1897 の中に數個の用例を見ることが出来る。其の第一は、一八八九年巴里に開かれた第一回國際勞働災害保險會議について述べる項において(六六五頁)、同會議が社會保險に關する常置委員會(Comité permanent international du Congrès des accidents du travail et des assurances sociales)を設けるに至つたと<sup>(1)</sup>、第二に一八九四年佛蘭西下院を支配せる救濟熱は議會の中に「勞働及び社會保險に關する二大調査會( deux grands commissions dites : du travail et l'assurances sociales)を設けたことを述べ(一七四頁)、第三に同じく一八九四年佛蘭西政府は商工省の中に社會救濟と社會保險のための一局(une direction de la prévoyance et de l'assurance sociale)を設けたと述べてゐる(一七五頁)。他方アモン自身「疾患に由來する癱疾又は無能力に對し民間保險會社が特別な給付をなす」に至つた事實の中に社會保險の存在を認めている(三三三頁)。このように十九世紀末葉に歐州大陸の國際會議に於いて社會保險が日程に上り、又佛蘭西の商工省に社會保險に關する部局が設けられ、更に民間會社が癱疾給付を加えるに至つたことは、何れも獨逸の勞働者保險の實施に刺戟されたものであることは云うまでもないが、之が社會保險という用語をなすに至つたことについては何處にも直接的な説明が與えられていない。又アモンの前記の「歐羅巴に於ける社會保險」に於いても社會保險の内容に關し定義的な記述を試みていない。然しながら、その冒頭の數行において保險の社會的發展の第一歩は、一八五〇年ナポレオン三世が起草せる綱領の中に見ることが出来るといふ、「選舉人と被選舉人とは社會的友情と團結の共通感情に統合せらるべきであつて、國家は此の主義によつて勞働者に對し精神的物質的援助をなすことを要する」

という文言を引用し、次いで社會保險實施の動機となつた理念若しくは社會保險の端緒的な考方は労働者の境遇の中から生れたと述べている(四頁) ところから推測すれば階級間の調和即ち社會平和という一般社會政策の目的が加はわることが保險の「社會的發展」を意味するものの如くであつた。即ち佛蘭西人によつて初めて採用された社會保險なる用語は概ね社會政策的保險という意味を持つたものであつたと推測することが出来る。

右のような不明瞭な社會政策的性格も、四半世紀後になると、極めて明確な表現を持つものとなつた。例えばエマールは「社會保險の目的は明確である。労働者の地位を改善し、國民に安寧を、社會に安定を得しめるところの社會政策的又は社會連帶的責任(un devoir de politique sociale ou de solidarité sociale)を果すことが其の目的である。即ち同時に個人的と社會的との安定の手段となるものである」と述べて社會政策の手段としての社會保險の地位を明確にしている。然しながら夫れ以上に社會政策の内容との關連に至つては何等述べていない。

前述の如く第一次大戦迄の獨逸においては、實際界では獨逸國保險、學界では労働者保險が支配的であつた。然し一方國際的な影響もあり、他方社會政策との結合の論理的歸結として、「社會的保險」が漸次擡頭するになつた。戦前における其の萌芽として次の如きものが見られる。

1. v. Zwiadneck-Südenhorst, O., Die soziale Versicherung der Vertrags-Arbeiter, Tübingen 1901.
2. Großhahn und Kriegel Jahresbericht über soziale Hygiene, Demographie und Medical-Statistik, sowie alle Zweige des sozialen Versicherungswesens, 1906 Jena.
3. Zahn, Die wissenschaftlichen Anstalten über das soziale Versicherungswesen, Festgabe für Schmoller. Teil

2, S. 2, München 1908.

4. Manes, A., Die Sozial-Versicherung, Leipzig 1908.

5. Gärtner, F., Der Aufgabe der Sozial-Versicherung im Oesterreich, Tübingen 1909.

6. Kaskel und Stizler, Grundriss des sozialen Versicherungsrechts, Berlin 1912.

然しながら、獨逸社會政策學會の成立が一八七二年に遡り、又有名な Archiv für Sozialgesetzgebung und Statistik が Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik に改題されたのが一九〇四年であるといふのに對し「社會保險」の用語の出現が甚だしく遅れたことは奇異と云わねばならぬ。強いて解釋すれば、當時の經濟學、政策學の大家が擧つて「勞働者保險」を用いていたために、新進の學徒も敢えて佛蘭西の製品である「社會保險」を輸入することを憚つたものと見るべきであらう。Brentano の弟子 Zahn は一九一五年になつて Wirkung der deutschen Sozialversicherung を恩師の古稀の祝に獻じている。然して第一次大戰後は最早勞働者保險の語を用うる者はなくなつた。この事情は塊太利に於ても同様であつた。<sup>(三)</sup>然しながら是等初期の社會的保險又は社會保險が何を以て特徴づけられたかについては何れの著述に於ても何等記されてゐない。當時としては勞働者保險即ち社會保險であつて何等社會保險としての特殊性を主張する必要がなかつたためであらう。

註一 ヴォーナー Wörner, G., Allgemeine Versicherungslehre 1920, S. 217 等によつて照合せらる。

註二 Hémond, J., Théorie et pratique des assurances terrestres, tome II, Paris 1925, p. 49.

註三 Ehrenzweig, A., Die allgemeine Rechtsgedanken der Sozialversicherung, Schriftenreihe der Oesterreichischen Gesellschaft für Versicherungsfachwissen, Neue Folge Heft 6, S. 49.

一九〇八年既に「社會保險」を著しており、四半世紀以上も獨逸の保險學界を指導したマーネスは、其の集大成である「保險論」第五版第一卷保險總論において、個人保險と社會保險との間の區分標識を個人主義的方法と社會政策的方法とに求めた<sup>(一)</sup>。即ちマーネスの場合は社會政策的方法が社會保險の特性であつたのであるが、然しこの社會政策的方法が何であるかについては彼から何等聞くことが出来ない。然も彼は古くから獨逸に存在した強制家屋火災保險(Obligatorische Immobilienversicherung)を以て強制的性格にも拘わらず完全なる個人保險と見るべきであると述べている<sup>(二)</sup>が、其の理由についても何等の説明も與えていない。勿論國際的解釋に従えば、單に人保險のみが社會保險であつて、物保險は社會保險に加えられる。然し此の國際的解釋の場合にも何故に物保險を加えてないかについての説明はないようである。救助を必要とする階級の財産状態を保持するための考慮も亦國家の社會政策的救濟の範圍に屬するといえよう。事實一國の救濟施設の中に此種の例を特に農業上の電害保險並に家畜保險の領域において見ることが出来る。従つて「社會政策的方法」を唱える限り、物保險を社會保險から驅逐することは不可能である<sup>(三)</sup>。従つてマーネスの記述は此の點では分裂的であると云わねばならぬ。

社會保險と社會政策との理論的關聯を、又特に社會保險の扶養性理論を、明白に展開したウッディゲンの場合も「社會保險は、偶然且つ見積り得べき資財の必要を……多數の經濟體に割當てることによつて、一定の社會集團の生存を確保し、社會平和を増進せんと努めるものである<sup>(五)</sup>」として、一定集團の生活を確保することによつて社會平和を

達成することが社會保險の目標となつてゐる。この場合の社會政策的方法としては組織化と協同體化が考えられ、其の方法に應じて社會保險は組織的社會保險 (organisierende SV) —— 即ち一階級に屬する者のみの組織せる —— と結合的又は協同體化社會保險 (vergemeinschaftende SV) —— 即ち分業的相互補充的集團特に勞働者と傭主との協同體を基とする —— とに分けられる。然して、この組織的並に結合的又は協同體化社會保險の下部には保險事故を基とした各種の社會保險部門に區別することを必要とすると述べているが、彼も亦ツヴィーディネックの展開せる所<sup>(七)</sup>に準據して單に次の如き區分を試みるに過ぎない。

- 一 生存に對する一時的障害事故
  - 一 事故の原因が被保險者自身にある場合
    - (イ) 疾病 (疾病保險)
    - (ロ) 妊娠 (妊婦又は母性保險)
    - (ハ) 兩親 (兩親保險)
    - (ニ) 傷害 (當初概ね疾病保險後には災害保險)
  - 二 事故の原因が被保險者自身にない場合 勞働機會の不足 (失業保險)
- 二 勞働能力又は稼得能力の永續的障害又は喪失事故
  - 一 疾病或は傷害 (發疾保險)
  - 二 高齢 (養老保險)
- 三 死亡事故

一 埋葬費用（埋葬費保險又は埋葬保險）  
 二 遺族の生活保持（寡婦及遺兒保險）

右の分類に見られる如くウェディゲンの社會保險は専ら人保險の埒内に止るものである。然し彼の所謂組織的社會保險の中へは労働保險以外の物的保險、例えば農業保險、漁船保險の如きが介入する可能性が充分存するにも拘わらず彼は全く夫れを考慮の外に置いている。要するにウェディゲンの組織的又は結合的方法も社會保險の社會性理論にとつては殆んど無縁のものである。

社會政策的手段を其の對象によつて労働保護、生活保護並に權利保護とに分つときは、社會保險は、生存保護手段に屬することは明白であろう。社會保險が、他の同じく社會政策的努力に基く施設と區別されるのは、此の保險によつて保護さるべき人々の中、給付を必要とする者に對し特定の場合に直接の給付を提供する點である。其他の施設が單に労働關係、權利關係の上に關接の影響を與えて、夫れにより労働者階級の地位を向上せしめんとする場合と區別されねばならぬ。夫故に社會保險は直接的な生活面への干渉として見る<sup>(九)</sup>ことができる。然しながら、こうした社會政策内での社會保險の位置づけにも拘わらず、社會保險の社會政策的標識は必ずしも明確ではない。ウェディゲンも云う通り、社會政策中の扶助事業は概ね生活確保の目的を持つものであるからである。<sup>(一〇)</sup>

註一 Manes, A, Versicherungswesen Bd. I, S. 12.

註二 Manes, A, a. a. O. S. 15.

註三 社會政策の國際的中心である國際労働事務局が社會保險關係の有力な研究宣傳機關であつたため、其の解釋が國際的に採  
 社會保險の社會性



## 一 橋 論 叢 第二十五卷 第三號

用されたのである (Ehrenzweig, A., a. a. O. S. 51.)。

註四 本文に述べた如くマモンは民間保險會社の提供する癡疾給付を社會保險と見た外に、尙農業火災等の危險をも社會保險の對象としていた (Les assurances sociales en Europe, p. 3. note)。ヘーネルも明確に物的社會保險を認めていた (Théorie et pratique des ass. terr. tome II p. 51 et ff.)。我國の例は加藤博士 新訂保險概論四四頁、印南教授 保險經濟三四頁。

註五 Weddigen, W., a. a. O. S. 5 ff.

註六 Weddigen, W., a. a. O. S. 13.

註七 v. Zwiadineck-Südenhorst, O., Sozialpolitik 1911, S. 377.

註八 Weddigen, W., a. a. O. S. 14.

註九 Resch, J., Die Sozialversicherung im Rahmen der Sozialpolitik, Schriftenreihe der Oesterreichischen Gesellschaft für Versicherungswissenschaften, Neue Folge Heft 6, S. 15.

註一〇 Weddigen, W., a. a. O. S. 6.

## 三

ローアベックは個人保險並に社會保險なる名稱を斥けている。其の理由とするところは、此等の名稱から、個人保險の中にも社會的な保險の存在することを拒むかのように見られるからであり、簡易保險 (Volksversicherung) の如く社會的性格の強いものは其の取扱の上で個人的な取扱とは異なるものがあるからである。従つて彼は個別經濟の

ための保険 (Versicherung für einzelwirtschaftliche Belange) と共同經濟のための保険 (Versicherung für gemeinwirtschaftliche Belange) の區別を提唱して、共同經濟のための保険の範疇は從來社會保險と稱せられたものを宛てようとしてゐる<sup>(一)</sup>。然してこの場合の所謂共同經濟の利害はアドルフ・ワグナーの云う協同體的欲求 (Gemeinbedürfnisse) と同視されてゐる<sup>(二)</sup>。従つてローアベックが共同經濟的關心というときは一定階級即ち勞働階級の保險的欲求を指すもので、個々の生産的人間の保護を目的とするものではない。このことは、彼によれば、正しく獨逸社會保險の歴史的發展にも應ずるもので、シュタイン・ハーデンベルクの農業法改正の後に工業並に交通業の發展に伴つて發生した職業階級、即ち工業勞働階級のために獨逸の社會保險立法は發布されたものである<sup>(三)</sup>。そこで彼の所謂「共同經濟のための保険」は勞働階級のための保險である<sup>(四)</sup>。既に社會保險の概念を拒否しているローアベックの場合には、勞働階級の保險について我々の云う「社會性」を問題にすることは無理である。強いて求めれば、共同經濟的利害といふ如き抽象的なものとなり、單に社會政策的方法と云う場合と同様に、疑問を遺すことになる。

同じく共同經濟的見地を社會保險に導入せる例はローアベック以外にも見られる。例えばウィーン大學教授エーレンツウィヒは「社會保險は國家が共同經濟的目的従つて又倫理的目的を達するために創設せる人保險施設であり、この目的を示すために社會的 (sozial) という言葉があり、夫自體「gesellschaftlich」とは別個の意味を持つものである<sup>(五)</sup>」<sup>(五)</sup>といつてゐる。そして彼はこの共同經濟並に道義的目的について夫以上の説明をしていないが、同じ講演の中において「保險の單一な概念決定は、社會保險の場合、必然的に社會政策的並に社會倫理的目的 (sozialpolitischer und sozial-ethischer Zweckgedanke) が介入するために挫折せしめられる<sup>(六)</sup>」と述べているところから見れば、所謂

社會政策的方法を以て社會保險を區別せんとする場合と同一志向に立つもので、其の社會倫理的目的を加えたことに特別の意義を認める必要はないもの如くである。

註一 Rohrbach, W., Versicherungswirtschaft und Versicherungslehre 1937, S. 126 (白杉三郎譯 獨逸保險論一八七頁); Deutsche Versicherungskunde, Teil I, 1939, S. 3.

註二 Rohrbach, W., Versicherungskunde, Teil I, S. 3—4.

註三 Rohrbach, W., Versicherungswirtschaft und Versicherungslehre, S. 126.

註四 社會保險をもつて勞働の保險とし、社會保險以外の普通保險を資本の保險とする見解がある。(白杉教授、保險學總論、六五頁)。この場合の勞働の保險は勞働者保險とは異なるものであろう。蓋し勞働者保險の總てが勞働の保險ではなく資本保險に入るものもあると考えられるからである。然し我國では一般に勞働保險即ち勞働者保險と考へられているようである。

註五 Ehrenzweig, A., a. a. O. S. 52.

註六 Ebenda S. 58.

#### 四

社會保險において擔保するところの危險は、關係の個人にのみ歸せらるべきものではなく、多かれ少なかれ、社會が其の責に任ずべきもので、この危險に對する社會的責任が社會保險を特質づけるとして、其處に一つの社會性を見ようとする考方も少くない。

老齡に對する保險を考える場合、老齡の危險は、勞働者個人を襲い然も其の地位如何を問わず發生するものである

という意味で、一個の個人的危険である。然し夫れは同時に労働によつて又職務遂行によつて増進せしめられるという意味で産業的又は職業的危険でもある。其の上に夫は其の危険を反映するところの社會又は國家が老人が窮乏に陥ること又は晩年の生活資力が充分であることについて關心を持つという意味で社會的危険でもある。更に失業の危険を考ふるならば、此の關係は一層明白であつて、今日の經濟學は、労働の意思と能力を持ちながら労働機會の得られない失業に關しては、充分に社會的責任を承認している。この社會的危険の性格を考慮して、多くの國は労働者の養老保險、疾病保險、失業保險、等についての保險料を、労働者、傭主並に國家の三者の間に分擔する制度を採用して、之等が社會保險の中核をなしている。<sup>(一)</sup>

然しながら、労働者保險の對象となる危険の中には、労働者の個人危険の因子は少いが、同時に社會的危険の因子も極めて少く、専ら職業的因子からなるものがある。労働者災害補償保險の對象となる危険が之である。

社會保險の先驅として擧げられるものは傭主責任制度であるが、傭主に責任なき場合即ち無過失の場合にも使用人の業務災害に賠償を與えるために労働者災害補償法に進んだと云われている。<sup>(二)</sup> この労働者災害補償制度においては所謂業務災害の原則 (*le principe de risque professionnel*) が支配して、總ての業務上の災害は傭主の責に歸すべきもので、従つて此の災害を保險する場合にも其の保險料は傭主において全額負擔すべきものとされているのは責任原則からする當然の歸結である。此くの如く業務上の災害に社會的性格の殆んど排除しているために、之を社會保險より除外せんとする意見がある。例えばエマールによれば、佛蘭西において組織されているような特に業務災害の原理が優位を占める労働者災害保險 (*l'assurance contre les accidents du travail*) は、社會保險ではないのである。<sup>(四)</sup>

この考方は現時有力な米國學者の間にも行われている。「勞働者災害補償の管理」の大著をもつた Dodd は「勞働者災害補償の費用を産業に賦課することは、他の型の社會保險と結合して行わるべきでない。勞働者災害補償は産業の義務たるべきものであつて、社會保險の他の型は若し行われるとすれば夫れは社會の責任であり、産業は其の社會の中の一部を占めるに過ぎない」と述べているのは、必ずしも勞働者災害補償保險を社會保險から除外せんとするものではないが——夫れは米國の現實が夫を妨げる例證があるからである——然も社會保險内部に一線を劃せんとするものである。更に「勞働危險と社會保險」の著者 Mills 並に Montgomery も此の說に贊同している。英國に於ける學說も、從來は其の國の實際を反映して、勞働者災害補償保險は社會的性格の最も少いものであるとしていた。

こうした見解は、業務上の災害が傭主責任又は勞働者災害補償保險の名の下に、英、佛、米に見られる如く、傭主の任意保險として行われる限りは、一應肯定出来るものである。然しながら、現實には同じ業務災害が、獨逸では當初から災害保險の名の下に強制社會保險として行われたものであり、今大戰後の英國では、從來の任意保險制度を廢止して、國民(業務災害)保險(National Insurance-Industrial Injuries)となつて強制的社會保險に編入されたことを考へるときは、責任の點從つて社會的危險の點のみを以て社會保險を特徴づけることは不可能といわねばならぬ。尙社會保險の理念として集團的責任(collective responsibility)が用いられる場合がある。其の意味は上述の業務災害の責任が英佛並に其の流を汲む國において傭主個人の負擔となつてゐるのに對し、獨逸に初まつた災害保險に於いては同じく事故の責任は傭主に歸せしめながら、其の賠償金の支拂の責は傭主の集團に課したことを指すが、之が更に業務外の一般の事故にも利用されて、結局社會一般の責任と解されるに至つたものである。例えば「國家が國

民の健康と厚生の保護者としての機能を引受け、且つ業務に起因しない労働不能の危険に對する保険を強制する場合には、其處に集團的責任を確認することを必要とした。この考こそは一時的並に永久的な労働不能の危険に對し保險施設を設けるに至つた一切の制度の中に含まれてゐるものであつた<sup>(七)</sup>と云うてゐるのが夫れである。然しながら此處に注意を要するのは、此の場合の責任は、事故の原因についての責任ではなく、救済に對する責任である點である。

註一 Hémond, J., loc. cit. p. 53—4. 尚且つ「佛蘭西に行われる如き」という意味は「傭主が被保險労働者のために行う任意保險」を指す。

註二 Golding, C. E., *Workmen's Compensation Insurance*, London 1929, p. 2.

註三 労働者災害補償保險法第二十四條

註四 Hémond, J., loc. cit. p. 56.

註五 Dodd, W. F., *Administration of Workmen's Compensation*, 1936, p. 829.

註六 Millis and Montgomery, *Labor's Risk and Social Insurance*, 1938, p. 234.

註七 *International Labour Office, General Problems of Social Insurance*, 1925, p. XIII.

註八 ditto, p. XIV.

## 五

多少とも財産を所有して、保險制度の經濟的價値を認識し、之を利用し得る者に對しては、個人保險は其の完全な

原價即ち保險損害に對する相當の分擔額、管理及び募集費乃至企業者利潤を含めた保險料を課することが出来る。然るに賃銀所得者又は之と同様の境遇にある無産者の大部分は、特に危険の大なるために、保險の利用を最も必要としながら、其の保險料の支拂に堪えぬ状態に在る。之等の者に對し所要の保險制度又は之に類する保護施設を講ずることが近代國家の最も重要な關心事となり、其處に本來の社會保險の場が見られる。此の場合にも甚だ多くの方法が考えられるが、正確に云えば何れも國家の對策としての扶助であつて、その扶助に種々の段階が生ずるに過ぎない。即ち保險料又は保險原價の引下げによつて、保險の適用を擴張せんとする努力が總て夫である。例えば先ず企業利潤の要素を排除した制度を設け、次いで保險事業費の一部又は全部を國庫において引受けることにより保險原價を一層引下げ、更に進んでは保險給付の一部を賄うための補助を國家において負擔し又は他の階級をして負擔せしめることによつて、被保險階級を扶助することとなる。<sup>(一)</sup>此の如く勞働力の喪失に對する保險の原價の大なることと其の喪失の直接の被害者の資力の限定せることとを充分認識して、被保險者以外の扶助によつて保險を達成せんとするところに社會保險の社會性を認めんとする考がある。<sup>(二)</sup>

之を獨逸式に表現すれば、勞働者は、一方において救貧手當の受領者とは異なつて國民協同體の勤勞者中の價值ある一員に屬し、他方生活の轉變につき充分な保障が與えられず寧ろ他人の保護に委されていと云う二重の性格を持ち、此の二重の性格のために、嘗ての二個の對策即ち自助と救貧とが此の集團に適しないことを示したのである。即ち自助は夫が彼等にとつて不可能不充份であり、又救貧は一方において異なる者を均一的に取扱うという點即ち價值ある勤勞者を無能力者と同一に取扱ふ點と、他方勞働者が或る程度の自助をなし得るにも拘わらず其の能力を充分に

利用しないという點で不適當であつた。資本主義社會に出現した労働者の新しい集團が右のような特殊な性格を持つていたために、彼等の生活困難の場合の對策も、新しい方向において講ぜられねばならなかつた。即ち自助でもなく、國家扶助でもない、自助に對する國家扶助 (staatliche Hilfe zur Selbsthilfe)こそは、此の集團に適當せる對策であつた。個々の者が成し能はぬところを、又自由な結合によつては達成出来ぬものを、國家的な指導と國家的な保護の下に一切の關係者を結合することによつて達成することが出来た。夫は國家扶助による自助であつた。此の種の自助として保險が選ばれ、社會保險が成立したのである。<sup>(三)</sup>

右に述べた國家扶助はウッディゲンの所謂扶養性 (Versorgungsgrundsatz)<sup>(四)</sup>を意味するものであることは容易に首肯出来る。然して此の扶養性は總ての時代と所の社會保險を通じて一樣なものでないことは彼の云う如くである。<sup>(五)</sup>

即ち社會保險における扶養性が濃厚となるときは、其の保險は直接的な賃銀及び所得保護のための社會的扶養制度に (Sozialversicherung) 移行し、扶養性が稀薄となるときは、その保險は個人保險に近づき兩者の間の限界の判別し兼ねる場合もあるのである。

右のような扶養性の實現は直接に保險集團に對し公共資金を附加することによつて行われる場合があり、又保險集團の保險料徴収に關する規定即ち平均保險料乃至は均一若くは累進的保險料を課することによつて——例えば創設當時の獨逸の疾病保險においては傭主と労働者とが賃銀に應じて費用を分擔し國家其他からは何等直接の補助のないものであつた——行われる場合がある。前の場合は顯在的扶養性であり、後の場合は潜在的扶養性である。<sup>(六)</sup>この後の場合は保險集團内に一種の課稅權を認めるものであつて、強制された集團が前提となる。即ち此の場合は強制は扶養性



實現のための手段である。之に對して顯在的社會保險の場合には、國家資金よりの附加が甚だ大なるときは、被保險者にとつては、原則的には、加入強制を必要としないかのようである。適格者は總て此の國家扶助の利益に均霑するために其の保險集團に参加するであろうから。然しながら現實には國家的の扶助は、其のように大となることはあり得ない——少くとも夫が保險として殘る限りは——ことと、他方當該被保險者の傭主をして費用の分擔に参加せしめるために、結局潜在的扶養性の場合と同様に強制を必要とするに至るものである。

斯の顯在的若くは潜在的扶養性が、今日社會保險と呼ばれるものの總てに共通な必須要件であることは、實例によつて容易に首肯出来るものであり、従つて此の扶養性を以て、社會保險の特質と見なすことを得ると共に、社會保險の強制即ち扶養性的手段としての強制を説明し得るものである。然しながら右の意味の扶養性、隨つて其の手段たる強制的存在は人保險に限定されるのではなく、物保險についても扶養性と其の手段たる強制は見る事が出來、従つて物的社會保險の問題を遺す如くである。然し吾々は危險をプールすることが扶養性を意味することを想起すべきである。資力の少ない労働者にとつて過大な保険料を平均して負擔可能なものとなすことは潜在的扶養性を意味するもので、社會保險における平均保険料の基礎をなすものである。然るに物的保險を問題とする限り、危險測定従つて保険料の算定は投下資本の額並に其の物理的状況と何等かの關連を持つことが必要で、完全な危險のプールは考えられないであろう。この點で物的社會保險の社會性は拒否されねばならぬ。

註一 Rutdinow, I. M., Social Insurance, 1913, p. 10,

註二 Bakke, E. W., Insurance or Dole, 1935, p. 9.

註三 Knoll, E., Sozialversicherung, Deutsche Versicherungswirtschaft Bd. I, S. 239.

註四 Weddigen, W., a. a. O. S. 17.

註五 Weddigen, W., a. a. O. S. 18.

註六 顯在的扶養性特に國家補助の理由は被保險者扶助であるが、別に國家が社會保險に對し保健政策並に人口政策的見地から扶助する場合も考へられ、更に獨逸においては國家扶助の大部分は第一大戦後のインフレーション時代に發生せる保險財産の喪失に對する賠償と見る者もある (Sauerborn, Die Bedeutung der deutschen Sozialversicherung, Veröffentlichungen des Institutes für Versicherungswissenschaft a. d. Universität Leipzig, Heft 1, S. 49.)。即ち此の場合には直接的には保險事業への補助であるが結果的には被保險者扶助となる。此の場合の扶助は、インフレの被害者たる被保險者と現實の扶助を受ける被保險者とは世代を異にすることもあり得る。尙個人保險が單純な金錢操作であるのと異なつて、社會保險は物價の變動の場合にも一定の生計を維持するための物資に價する金額を給付することを必要とする點でインフレに對しては個人保險よりも一層敏感でなくてはならぬ。而も各國何れも多少ともインフレの傾向にある場合、之に對する國家的責任は、長期に亘る社會保險の場合には、特に大であると云われねばならぬ。

## 六

獨逸の社會保險が比較的に保險性に忠實であつて、勞働者の收入に比例した保險料と保險給付を、と云う考に膠着して來たことについては嘗て述べたところであるが、この獨逸の社會保險の場合には、其の扶養性として考えられたものは、前節に掲げたクノルの見解の示す如く、單に「自動人々の國家扶助」であり、夫れ以上には、如何なる目標に對する扶養であるかを限定するまでには到らなかつた。保險給付の問題にしても、怠惰を排斥するために被保險者

の平常の収入より若干低いものを以て標準とし、之を賄うための自助に對する外部的扶助又は保險團體的の課税手段が扶養性であつた。

之に對し英吉利の社會保險は、其の出發から均一給付を以て特徴付けられ、最近の大改革においても此の特徴は完全に保持されている。然しながら英吉利の社會保險の均一給付の目標とするところは、其の四十年の歴史を通じて確固不動のものではなかつた。先ず其の當初においては、健康保險についても又失業保險についても、均一給付の目標は、被保險者に事故が発生して収入の中絶せる場合の生活費の全部を給付することではなく、寧ろ事故の場合の財政困難を軽減せんとする個人的努力（貯蓄若くは任意保險等）を補わんとするものであつた。<sup>(二)</sup> 然しながら社會經濟情勢や物價の變動により被保險者階級の生活の窮乏が増大するにつれて、右の見解を支持することが出来なくなり、遂に「正直な者は失業時にも餓死すべきではなく、救貧事業に押しやるべきでもない。少くとも彼を餓死せしめることのないような一定金額が支拂われねばならぬ」という新しい原理が導入されねばならなくなつた。<sup>(三)</sup>

元來社會保險給付や社會的救濟の基準を何處におくべきかは極めて困難な問題である。夫れには先ず二個の問題が解決されねばならぬ。即ち第一に給付又は救濟額と受給者の収入見込額との關係と、第二に同じく給付又は救濟額と社會的に耐え得る如き最低生活水準との關係の問題であつて、特に前者は十九世紀を通じて各國の救貧法當事者を悩ました問題であつた。怠惰な者の生活條件を勤勉な者の夫れと同様にすることは社會的風紀を害し、社會に被扶養者を氾濫せしめるであろうことは一般に推定され、従つて「救濟又は給付の額は、原則として其の希望者が賃銀を受けているときよりも救濟又は給付を受けているときの方が、良い状態であると考える虞を除くため、現實の賃銀水準よ

りも明白に低いものでなくてはならぬ」ということが充分に確認された原則となつた。<sup>(四)</sup> 即ち英國に於ける失業保險の經驗の訓えるところでは、たとえ現實の事態で勞働者の収入が健康と勞働能力を維持するための必要額を下るとも失業の際の救濟給付の額は、其の賃金よりも低くすべきであるという點で、同國の責任ある地位の意見が殆んど一致していた。其處で適當な給付又は救濟額を定める問題は不熟練勞働者の受ける低賃金の中に難點を存した。その金額が寛大であるならば、夫は彼等にとつて賃金よりも好ましいものとなるであろうから。斯くして必然的に此の方策に含まれる危險に對する防護策を採用することとなる。即ち給付又は救恤金の額を可及的に引下げることである。然して其の限度は所謂絶對的最低生活費において見られることとなる。英吉利における最近の大改革の基礎となつたピバリツジ報告においては「生存に要する最低の所得」<sup>(五)</sup>として表現されている。ピバリツジは一九三八年の物價を基として稼働年齢の成人の生活に必要な最低収入額を算出し、其の二十五%増を以て保險給付の基準としたが、連立内閣の白書も其のまゝ之を採用していた。一九四八年から實施された新法においては物價の變動に應じて若干の引上げが見られるが、ピバリツジの原則は受繼がれている。

斯くの如くして均一給付の基準を求めて、「生存に要する最低の所得」に達した英國の社會保險は國家的扶養に對し一定の限定を與えることとなつた。即ち扶養の目標として最低生活費を定めると共に其の最低生活を保持するための所得を保障すること (Income Security) の中に扶養性の限定を明確にしたのである。この場合の所得の保障は直接に一定の金額を給與することによつて得られるものであつて、所謂物的社會保險の如く一定の財産例えば耕地や漁船に投下された資本を標準とした金額の補償によるものではない。所謂物的社會保險の場合は収入の保障ではなく收

入の源泉の補償に過ぎないのである。此の點を基としても所謂物的社會保險の社會性は否認されなければならぬ。又他方において、此の所得保障の原理は勞働者災害補償保險の社會性に關しても重要な意義を持つこととなる。勞災保險が所謂業務災害の原則によつて、所要の總保險料を事業主負擔に行う民營保險として行われる場合には、往々にして被害勞働者の所得保障は得られない事態が生じた。即ち勞働者は補償を受ける前に先ず傭主との間に煩雜な交渉を遂げるか又は訴訟手續を必要とするのが常であつたのである。<sup>(六)</sup>然し之が獨逸の災害保險や我國の現行の勞災保險又は英吉利の新制度内の産業災害國民保險においては、國家又は團體が直接に保險者として先ず給付を支拂い、必要に應じて事故の原因につき検討を行うものであるから、被保險勞働者の所得は完全に保障され、其處に初めて勞災保險の社會性が獲られ、社會保險の中に正當な地位が與えられることとなるのである。必竟するに「業務災害の原理」において重視される「事故の原因に對する責任」よりも、「事故の結果勞働者のおかれる境遇即ち困窮状態に對する社會的責任」を所得保障によつて果すということになる。其處に云わば「社會的な被保險利益」を見るのである。

所得保障という考えは心ならずも新奇なものではない。マーンネスも、一般保險に對しては偶然な財産的必要の充足(Deckung zufälligen schätzbaren Geldbedarfs)<sup>(七)</sup>を問題とするが、社會保險に於いては常に必要所得の充足(Deckung des Einkommenbedarfs)が問題あつたと云<sup>(八)</sup>つてゐるのは、單に社會政策的方法というよりも數歩を進めたものであつたが、之を一層積極的に前面に押出すことの出来なかつたのは、畢竟獨逸式の保險性の強い社會保險の範圍に止まつていたからであろう。他方において、今日この所得保障が前面に進出した遠因は、前述の如く英國式社會保險の均一給付制にあるが、夫れは今大戰中並に戰後の社會保障制度の進展とも關係がある。

周知の如く、一九四二年十一月二十日發表された英吉利のヒバリッジ報告は、最低生活水準の給付を醸出に應じて與えんとする保險計劃を考え、其の中心的志向は所得の確保<sup>(九)</sup>であつた。この志向を國際的に確認したのは一九四四年フィラデルフィア國際勞働會議の所得保障に關する勸告であり、更に此の勸告の反響は、國際連合が一九四八年十二月十日の總會で採擇した世界人宣言第二十五條に「何人も、疾病、癱疾、配偶者の死亡、老衰又は其他自己の力の及ばない事情により生計に缺けるときは保障を受ける權利を有する」と表現された。此の權利の裏付として各國の社會保障制度は先ず第一に所要の場合直接的な所得保障をなし、之によつて生活を確保せしめることを目的とする。この直接的な所得確保のための保險を實現するために國家的扶養性の加わつたものが即ち社會保險である。

註一 社會保險の保險性（一橋論叢 第二二卷五一六月號）

註二 Royal Commission on Unemployment Insurance, Final Report, Para. 31; Hohman, H. F., *British Social Insurance and Minimum Wage*, 1933, p. 220.

註三 Gordon, A., *Social Insurance*, 1924, p. 124; Royal Commission on Unemployment Insurance, op. cit. para. 32.

註四 Royal Commission on Unemployment Insurance, op. cit. para. 262.

註五 Beveridge Report, para. 307.

註六 一九四四年英吉利政府白書第二篇第二三項（大藏省理財局調査月報第二十七卷特別第二號三二五頁）

註七 Manes, A., a. a. O. S. 2.

註八 Manes, A., a. a. O. S. 13.; Grundzüge des Versicherungswesens 1932, S. 8.

註九 Beveridge Report, paras. 10—12.

社會保險の社會性

## 七

英吉利の均一額給付の制度は、失業又は休業によつて中斷され若しくは退職によつて終了した所得の額に拘わりなく、均一の保険給付を準備するものである。この均一給付の原則は社會保障における任意保険の地位と重要性とを承認せることから生ずるものである。<sup>(一)</sup>即ち先ず強制社會保險が第一次の必要と一般的危險のための生計水準に達する迄を準備する。任意保險は強制保險の此の給付に附加して、一般的危險に應じた生計水準以上を準備するか、又は強制的保險において含まれない危險並に必要に應ずるものである。<sup>(二)</sup>然しながら此のような任意保險の行われるためには、大衆の間に其の保険料の支拂能力のあることが前提である。その能力のない社會においては社會保險給付の受給者は文字通り絶對的最低生活に甘んじなければならぬ。其處に、最低生活費を基準とする均一給付制を持つ英吉利の社會保險に救貧法的、社會事業的臭味があると云われる所以があり、社會政策従つて又社會保險に生産的意義を與えんとする者の不滿とするところである。不本意に勞働の世界から一時的に離脱する者が急激に最低生活に轉落することは、勞働の世界への復歸を遅らせ、然も熟練並に勞働能力の減少となり、勞働力の保全育成に支障を來すであろう。又稼得者の死亡せる遺族の場合には養育に支障を來たし、所謂勞働力再生産への障害となるであろう。更に永久的癱疾又は老衰のために引退する者にとつては、従前の勞働に對する贈物の少ないことは充分な安樂に値しないことを意味し、稼働期間を通じて安んじて活動するを得ない結果となるであろう。之等の點を匡正するためには、最低生活費を基準とする均一給付制度に對して、別に相對的な生計費即ち従前の生計程度を保持するに足る生計費を基準とする給

付體系が要求されることとなる。夫によつて云わば社會的に必要な勞働力を完全に保持し再生産するための給付が保障されることになるであろう。かくして「生存への扶養性」としての社會性から進んで「社會的勞働力保持のための扶養性」としての社會性が考えられる。

斯くの如く扶養性としての社會性は、最低生活維持のための所得確保と相對的生活維持のための所得確保という別の目標を志向する。この目標の相違にも拘わらず、夫々の扶養性の間に程度の差を以て區別することは出來ぬ。最低生活を目標とする扶養性も、相對的生活を目標とする扶養性も、何れも社會保險の枠内の問題である限り、自助への扶助である。個々の場合、時と處によつて異なつた自助が前提となつており、之に對し所要の扶助が加わるに過ぎぬからである。即ち前提たる保險性の濃度によつて社會性の程度も異なると云わなければならぬ。實際において相對的生活費に應ずる給付は、主として個々の被保險者の齎出によつて行われる部分が多いであろう。此の場合には保險料に比例する給付の行われる機會の多い點で保險性の進展を意味し、その點では扶養性の減退と見るべきであろう。

社會性としての扶養性の上述の二つの目標は、勞働保險と然らざる保險とを區別する契機となるであろう。従つて例えば英國式の社會保險の如きは此の標準からは勞働保險の中に地位を得ることは困難であろう。又若し勞働保險と社會保障とを區別する<sup>(三)</sup>とすれば、その標準も社會性のこの二目標によらねばならぬと云えよう。

註一 Beveridge Report, para. 304

註二 ditto, para. 375.

註三 清水玄博士 勞働保險と社會保障